

# 外宮祭神観の変遷

中野裕 三

はじめに

昭和七年五月二十六日に開催された内務省主催宮司談合会に於いて、官幣中社白峯宮宮司、石井鹿之助は、「祭祀ニ関スル調査機関ヲ設置」を企図して、いくつかの提案を示した。即ち、『日本書紀』天孫降臨章に示された「神籬磐境の神勅」を尊重する立場から、神祇官八神殿と一体の関係でありながら、すでに廃止されている祝部殿の御祭神に対する奉仕を厳修すること、そして「延暦儀式帳」就中『止由氣宮儀式帳』の冒頭に示された第二十一代雄略天皇に下された天照大神の託宣を重視する立場から、日別朝夕大御饌祭が斎行される御饌殿の神座を再考すること、等を建言した。それら建言の基づく理念は、以下の如きものであった。

抑モ、大日本国ハ神国デアリ、(中略)天皇様ヲ現津

御神様トシテ、之レニマツロヒ奉リ仕奉ルベキ祭祀ガ、国家ノ何處カニ無クテハナラヌ筈デアアル、然ルニ神祇官ノ御廃止以後、曾テハ神祇官ノ祝部殿ニ於テ行ハレタリシ、ナクテハナラヌ、祝部殿ノコノ尊キ祭祀ガ、遂ニ廃絶シテ、明津御神様デアラセラルル天皇様ヲ、今日デハ外国ノ君主ヤ大統領ナドト、同ジク人トシテ考ヘル様ニナリ、国民自ラモ、我ハ神ノ御末ナリトノ神性ノ自覚ヲ失ヒ教学刷新評議會ナドデ、日本精神ノ涵養トカ、人格教育トカヲ弥暄シク彼是問題ニセネバナラヌノデアアル、(中略)政治ニ基準ナク、国民生活ニ目標ヲ失ヒ、国民思想ハ斯クモ困乱状態ニ陥リ、之レガ為メ、肇国以来未ダ曾テ類例ナキ不祥事件ガ、度々勃発致シマシテ、天照天皇様ニ対シ奉リ、御同様誠ニ、痛心恐懼ノ至リニ堪ヘマセン、非常時国家ヲ救フベキニ、敢テ百年トイハズ、皇國永遠ノ根本大策ノ

樹立ハ、現政府ガ中外ニ声明セラレタル、肇国ノ理想ノ顕揚ニヨリテ、国家祭祀ノ確立就中、祭政一致ノ皇国体ニ相応ハシキ、祝部殿ノ御再興、引イテハ神祇官ノ復興ヨリヨリ急ニシテ、然モヨリ根本的ノモノハ、断ジテ無イノデハアリマスマイカ（祭祀確立ト肇国ノ理想ノ顕揚ニ就キテ）国立国会図書館憲政資料室所蔵、昭和十一年）、と。

かくして石井は、昭和九年五月二十二日、昭和十年五月十二日にも、合計三度に亘つて、「祭祀調査機関ノ設置」を提唱し、とりわけ祝部殿の再興を主張したのであった。

とりわけ昭和九年五月二十二日の提案に於いて、石井は、神宮祭祀をめぐる、前述の天照大神の託宣を重視する立場から、外宮祭神「豊受大神様ハ、如何ナル大神様デアルカ」という問題について議論した。即ち、石井は、神宮の最も重要な祭祀である三節祭（二度の月次祭・神嘗祭）が外宮先祭の形で斎行されていること、天照大神・豊受大神に御日供を奉る日別朝夕大御饌祭が外宮神域内の御饌殿に於いて斎行されること等を論拠として、日別朝夕大御饌祭を、「天照皇大御神様ガ外宮御鎮座以来一日モ絶ユルコトナク、五十鈴ノ川上カラ態々朝夕外宮御饌殿マデ神幸マシマシテ、シカモ豊受大神様ノ下座ニアリテ、豊受大神様トオ相嘗ヲナシ給ヘル」御業であると主張した。このような石井の議

論は、後年更に敷衍され、豊受大神をして天照大御神の斎祭の神であると主張されるに至った。かかる石井の主張は、昭和十五年に設立された神祇院に於いて、取り上げられることとなった。

外宮祭神豊受大神と内宮祭神天照大神との関係については、すでに中世、外宮神道の二宮一光説を嚆矢とするものであるが、外宮・内宮祭神をそれぞれ個別神格として認識し、その関係を議論したのは、管見の及ぶところ、近世以降のことであるように思われる。恐らくは石井の問題提議も、かかる近世以降の神宮の祭神論に依拠してのことであつたと推察される。そこで、近世以降の外宮祭神論の推移を明らかにするとともに、その内容分析に従つて石井の議論を明らかにしたい。

### 一、度会延佳と本居宣長との祭神論

後期伊勢神道を代表する度会延佳（二六一五—一六九〇）の人物像を詳細に明らかにした宮崎典也は、「神道五部書」と延佳の神道論との関係をめぐって、次の如く分析している。

延佳は五部書或はその類書としての神書に対して多少の考証批判を試みた一方において、全体としては之を信じたのであつたが、これは恐らく彼が外宮祠官の家

に出でてそこに育まれたといふ社会的身分的環境にもよるであらうが、他方当時の学問自体の水準或は種類にもよつたことであらう（『度会延佳の神道説の基底』『神道史研究』一一卷二号、昭和三八年五月）。と。

右の見解は概ね妥当なものと思われる。なぜならば、延佳は神宮三部書を典拠として、外宮祭神を、『日本書紀』開闢神話冒頭に初発の神として記述された國常立尊と同一神であると規定しているからである。

しかし、延佳の主著と目される『陽復記』二巻を概観すると、豊受大神宮権禰宜として神庭に奉仕し、豊宮崎文庫の創設に尽力した延佳固有の、「神道五部書」とは異なる学説もまた見出すことができるように思われる。それは、神道論の中核的課題である御祭神の問題、つまり内外両宮御祭神をめぐる考証であろう。延佳は云う。

眞經津鏡は八咫の鏡の御事なり。（頭註中略）此寶鏡を見まさん事吾をみるがごとくすべしとの神勅にまかせ、天照太神の御神体とあがめ奉り代々天皇と御同殿にましましけるに、人皇十代崇神天皇の御宇に甚神威を畏れ給ひて、豊鋤入姫命を附奉て大和国磯城に神籬を立て、しばらく齋奉り給ひぬ。（頭註中略）又内裏には神鏡神劔の御影をうつしてとゞめ給ふ。内侍所寶劔と申奉るは是也。其後豊鋤入姫命、太神を戴奉り所々を経

給ひしかども、御年老たまふの故に美和の御諸宮より倭姫命を太神に附奉り給ひき。しかるに人皇十一代垂仁天皇の御宇に猶国々所々を経て伊勢国度會郡五十鈴川上にしづめ奉りぬ（大神宮叢書『度會神道大成』後篇、神宮司廳、昭和三十年三月、四―五頁）。と。

つまり、「八咫の鏡」が天照大神の御魂実であることを明言し、内宮創建の過程を詳述するのである。その考証は、「神道五部書」、就中『天照坐伊勢二所皇太神宮御鎮座次第記』に見出せる、「当<sup>一</sup>神宝日出之時、天照大日靈貴与<sup>二</sup>止由氣皇大神<sup>一</sup>、予結<sup>三</sup>幽契<sup>一</sup>。永治<sup>二</sup>天下<sup>一</sup>以降、高天之原<sup>爾</sup>神留坐<sup>天</sup>、皇親神漏岐・神漏美命以、八百万神等<sup>乎</sup>天之高市<sup>爾</sup>神集々<sup>給</sup>比、大葦原千五百秋瑞德國<sup>彼</sup>、吾子孫可<sup>レ</sup>主之地<sup>祭利</sup>。安国<sup>度</sup>平<sup>久</sup>我皇御孫之尊知食<sup>度</sup>事依奉<sup>比</sup>、以<sup>二</sup>八坂瓊之曲玉・八咫鏡・及草薙劔三種之神財<sup>天</sup>、授<sup>二</sup>賜皇孫<sup>一</sup>、永為<sup>二</sup>天璽<sup>一</sup>」〔『神道大系』論説編 伊勢神道（上）、財団法人神道大系編纂会、平成五年七月、二頁）、との三種神器が天照大神と豊受大神との「幽契」に由来すると規定する解釈と、異なるものであったといえよう。かかる延佳の学説と「神道五部書」との明確な相違は、外宮祭神をして内宮祭神と一体、もしくはより一層勝る御神格であると規定する「神道五部書」を、暗に批判する延佳の言説からも明白であろう。即ち、

吾祭奉<sup>レ</sup>仕之時先可<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>祭<sup>二</sup>止由氣太神<sup>一</sup>との内宮の御神託により、外宮の諸神事、参詣の次第などの先なるを見ては、外宮は國常立尊にて諸神の元なれば内宮より過て尊き神にてましますとおもふやからもあり。是甚僻事なり。諸神事、参詣之前後にて尊神の高卑は定めがたし。又内宮は天照太神にて国土のあるじの始の尊神、其上内宮の御神託により外宮も御鎮座なれば、内宮の神の尊きに外宮の神の及べき事ならずと云やからもあり。愚なる了簡なり。末代の凡夫の習とはいひながら、尊神に高卑を付てこれを上とし、かれを下とする事、言語道断なり（前出、二五―二十六頁）。と。

かくして、我が国古典に何の徵証も見出せぬ二宮一光説（二元論）は、延佳によって明確に排除されるに至った。其の事は、歴史神学の視点から、大いに評価されるべき偉業であつたといえよう。<sup>(3)</sup> 換言すれば、延佳の学説は、国史官蝶主義の立場に基づき「神道五部書」を偽書として批判した吉見幸和（一六七三―一七六一）の諸説と相まって、近世国学の大成者と見做される本居宣長（一七三〇―一八〇二）をして、『伊勢二宮さき竹の辨』<sup>(4)</sup>を執筆せしめる契機となつたのである。

宣長が最晩年に物した『伊勢二宮さき竹の辨』は、外宮祭神豊受大神をして、「高天原に於て、天照大御神の、重

く祭らせ給ふ御神」（筑摩書房版『本居宣長全集』第八卷、四七六頁）である、ということ論証することにあつた。つまり、宣長は、人が生きる為に必須条件の要である食物が豊受大神の御霊の働き（「恩頼」）によって「成り出」るとの見解に従つて、食物一切を掌る豊受大神の御神徳に着目したのであつた。かかる着眼点に基づき、宣長は、外宮祭神豊受大神をして内宮天照大神の御饌に奉仕する「膳部神」と規定する吉見幸和の学説を批判し、また一方においては、「神道五部書」が主張する、二宮一光説に従い、豊受大神をして、天照大神と同等の神あるいはより一層勝る神格であると規定することを、悉く排除したのであつた。

以上の「高天原敬祭説」の論拠として宣長が注目したのは、「次登由宇氣神、此者、坐<sup>二</sup>外宮之度相<sup>一</sup>」との傳承を確認できる『古事記』天孫降臨之段、『止由氣宮儀式帳』の冒頭に確認できる第二十一代雄略天皇に下された皇祖神天照大神の託宣に基づく外宮創建傳承、そして外宮先祭等であつた。かかる宣長の議論は、外宮屈指の神宮学者と評された橋村正兌（一七八五―一八三七）によって、継承・展開された。

## 二、橋村正兌と御巫清直の祭神考証

『止由氣宮儀式帳』の注釈書として『外宮儀式解』四卷

を物した橋村正兌（一七八五—一八三七）は、天照大神の託宣に基づく外宮創建伝承に、詳細な註釈を加えているだけに、固有の外宮祭神観を示すこととなった。その説くところは、高天原のみならず中津国とりわけ神宮においても、豊受大神をして天照大神の斎奉る神である、と規定するものであった。なぜならば、『止由氣宮儀式帳』の冒頭に示された天照坐大御神の託宣を、

此の大命よ平生に拝祭りたまふ豊受大御神の己尊の御許に坐さねば、先ッそを苦しく思ほすが故に、御饌をも安く聞しめさぬにこそあれ、たゞ御饌の事のみにて迎へ給ふと思ふは委からず。加以とあるに深く眼を著て見よ、常に甚苦く思ほしめすが要にて、御饌の事は次に詔ふ物なり（『外宮儀式解』二之巻、増補大神宮叢書六、神宮司廳、平成十八年、六十一頁）。と解釈したからである。

興味深い事は、右の学説に対する橋村の論証であろう。即ち、豊受大神と天照大神との関係をめぐって、「凡て神の御上は文字出来て後の書籍につきてとかく申すべき事に非ず。神代の旨を考ふべし」（『外宮儀式解』一之巻、前出、五十頁）。と主張した後、当該「神代の旨」（純神道）を、別宮をも網羅した神宮社殿の在り方に見出したのである。

万物の祖とも仰ぎ奉るべき御功德の限なく尊く坐せる

伊邪那岐、伊邪那美二柱大御神も、其始は其別宮なる月讀宮院内にましくて、宮号も無かりしを、貞観十三年八月宮号を授給へれど、今なほ別宮の列に坐まし、〈中略〉貴きや豊受大御神は其鎮坐し始よりさる列にもましまさず、かの諸神最貴大御神に迎へ奉られまして、その尊無レ二も、今一ッ有る如く誰能敢抗も能抗らる、如く、宮号さへ始より有て、しかも内外と相対ひますのみならず、月讀尊をさへ同く別宮に属たまひて、公にも内外一宮の如く、神宮とも大神宮とも称へ給ひ、御代々々に弥益崇め尊み奉り給ひて、近くは靈元天皇の勅もて更に両宮優劣大ましまさぬ旨御掟給へるは、豈おぼろげの事ならむや（同前、五十頁）。と。

ちなみに、近年の宗教学に於いて、一宗教の内容は、言語だけではなく行為（宗教儀礼）や視覚的なもの（宗教的な建築物や、儀礼が営まれる空間の様式）といった様々の異なる表出形態を通じて、表出している、と主張された<sup>(6)</sup>。驚くべきは、橋村がすでに十九世紀前半に、かかる着眼点から、御祭神の神位を論じていることであろう。その意味に於いて、右の言説はまさしく卓見と評されよう。一方、別の見方に基づくならば、そもそも神社神道が言語（記紀神話・神道思想）だけではなく神祇祭祀（行為）や御祭神を祀る社

殿の在り方(視覚的なもの)を、信仰内容の重要な表出形態として、宗教なのである、ともいえよう。

いづれにしても、かかる橋村の外宮御祭神をめぐる多角的な着眼点は、幕末から明治二十二年に斎行された式年遷宮に至るまで、神宮故実の分析とそれに基づく古儀復興に生涯を捧げた、神宮学の泰斗、御巫清直(一八二一—一八九四)に継承されたと思われる。とりわけ、清直の業績において注目すべきは、吉見幸和の『五部書説弁』発刊以来、外宮祭神を論ずる上でその価値を否定されてきた「神道五部書」、就中『倭姫命世記』に再び光を当てたことであろう。即ち、『倭姫命世記』をして、『太神宮諸雜事記』天平神護二年(七六六)の条に焼失したと伝えられる『神代本記(紀)』(『太神宮本記』)の逸文に後人が記紀・『古語拾遺』等の神典や両部神道書等を混合せしめ編纂した書であると認識し、当該『太神宮本記』を復元せしめるべく、『倭姫命世記』の「Textkritik(テキストクリティーク)」に取り組んだのである。<sup>(7)</sup>

その営みには、外宮祭神豊受大神をして「天御中主靈」と同一視する類の学説は、後人の加筆として排除されている。しかし、『倭姫命世記』に確認される「皇大神重託<sup>タマハク</sup>宣<sup>ノト</sup>久<sup>ク</sup>。吾<sup>ガ</sup>カ祭奉仕之時。先可<sup>キ</sup>奉<sup>ル</sup>祭<sup>リ</sup>止<sup>ム</sup>由氣大神<sup>ノ</sup>宮<sup>ヲ</sup>也。然<sup>シテ</sup>後<sup>ニ</sup>我<sup>ガ</sup>宮<sup>ノ</sup>祭<sup>ノ</sup>事<sup>ハ</sup>可<sup>ク</sup>勤<sup>ム</sup>仕<sup>セ</sup>也。故<sup>レ</sup>則<sup>レ</sup>諸<sup>ノ</sup>祭<sup>ノ</sup>事<sup>以</sup>此<sup>ニ</sup>此<sup>ニ</sup>宮<sup>ヲ</sup>

為<sup>レ</sup>先<sup>ト</sup>也。」との外宮先祭を命ぜられる皇大神の託宣に對しては、以下の如き言説を確認できる。

按ルニ此託宣本記(『太神宮本記』筆者註)ノ旧文ニ非ス。後人ノ潤飾ニ係レハ、全クハ信シ難シト雖モ、天照大神ノ豊受ノ大神ヲ尊重セラル、コト、上件ニ祖述スル所ノ如クナレハ、叡慮即チ此託宣ノ如クヤ所思食ラム。是ヲ以テ朝家ニモ其御意ニ随從セラレテ、勅使來入奉幣ノ日モ、先豊受宮ヲ先ニシ、後ニ太神宮ニ奉進シ、年中ノ諸祭総テ太神宮ノ儀ニ准シテ行ハル、モ、悉皆コレヲ先ニセラル。遷御ノ式日一日ヲ先ニス。皇大神ノ荒御魂ナル荒祭宮タニ諸祭ハミナ本宮ノ後ニ行ハル、例ナルニ、独豊受大神ヲ先ニセラル、コト、天照大神ノ尊崇ノ深意ヨリ出テ、朝制モコ、ニ及フモノナルヘシ(『豊受大神寔録』、大神宮叢書『神宮神事考証』前篇所収、神宮司廳、三九三頁)。と。

以上、近世前期の度会延佳から近代の御巫清直に至るまで、外宮祠官の学説を中心に豊受大神をめぐる議論について、概観してきた。その説くところ、内宮祭神が最高至貴の神であることを前提に、豊受大神をして、その天照大神が斎奉る神である、というものであった。その論証過程をあらまし述べれば、「神道五部書」からの離脱という方向性から、神宮祭祀(外宮先祭・御饌殿祭祀)や神宮社殿の在

り方という神宮故実、そして『止由氣宮儀式帳』の託宣伝承を重視する方法論へと傾斜し、最終的には、御巫清直の学説に確認できるように、厳密なテキストクリティクを経ての『倭姫命世記』の復権へと結実するものであったといえよう。

かかる研究の推移を踏まえた上で、最後に、本稿冒頭に論じた石井鹿之助の豊受大神論を分析してみよう。

### 三、神祇院設立（昭和十五年）以降の豊受大神論

白峰宮宮司石井鹿之助の「豊受大神ノ本質ト御饌殿祭祀ノ本義トニ就キテ」と題する考察が、昭和十五年十月に創設された神祇院に於いて取り上げられることとなった。<sup>(8)</sup>当時、神祇院調査課に勤務していた阪本健一は、『豊受大神論』を物し、かかる石井の主張に対して、所見を述べている。そこでの議論は、本居宣長が最初に主張し、橋村正兌・御巫清直が継承し、恐らくかかる議論に基づいて再び石井が問題にした<sup>(9)</sup>、皇祖神天照大神が豊受大神を齋祭との学説を、民俗学の成果をも踏まえ、再検証するものであった。石井の主張の一部を要約するならば、以下の如きものとなるう。

川面凡児の説くところ、伊邪那岐命が天照大神に高天原を知らずべく事依ざされた際に、賜った御頸珠（御倉板舉

之神）は、実のところ豊受大神の御魂実であった。従って、天照大神が高天原に於いて大嘗聞看す御業は、豊受大神を敬祭することに他ならない。『日本書紀』天孫降臨章の一書に確認される「斎鏡共殿の神勅」と「斎庭稻穂の神勅」とは、かかる高天原に於ける天照大神の御業を、中津国に於いて実現せしめるべく下されたのである。

『太神宮諸雜事記』や『倭姫命世記』に確認される外宮先祭を命ぜられた天照大神の託宣は、『止由氣宮儀式帳』に示された豊受大神の外宮鎮座を要請された天照大神の託宣の際に下されたものであり、その淵源は上述の高天原に於ける天照大神の御業にある。更に、第十代崇神天皇の御代に至るまで、天孫降臨の際に下された二つの神勅に従い、宮中に於いて八咫鏡（天照大神）と御頸珠（豊受大神）とは、御同座されていた。然るにその御稜威を畏られた崇神天皇の叡慮に従い、八咫鏡は宮域より外に御動座されるに至り、ここに八咫鏡は御頸珠と異なる祭場に祀られることとなった。かかる在りようを憂慮された天照大神は、第二十一代雄略天皇の御代、豊受大神を神宮に遷座せしめるべく、託宣を下されたのであった。<sup>(10)</sup>かくして石井は次のように力説するのである。

外宮先祭ノ御託宣ノ大御心ヲ拝スルトキハ豊受大神ハ決シテ単ニ天照皇大御神ノ御饌ノ神ニアラズ、コノ御

本質ハ延暦儀式帳以後不明ニナリ、外宮先祭ノ御託宣ハ御饌殿祭祀ニ於テ其ノ本旨ニ反シテ居ル様ニナリ特ニ大正三年神宮祭祀令ノ公布以後特殊神事ヲ中祭ト規定シ尚更其度ヲ強クシタ即チ名実共ニ外宮先祭ノ御託宣ノ本旨ニ背反シタル御饌殿祭祀トナル、と。  
かかる石井の主張に対して、阪本は次のように反論している。

御頸珠ハ高天原御統御ノシルシデアアルガソレガ即チ豊受大神デアリ、大嘗聞看ス殿ニ於テ御倉板擧ヲ齋ヒ奉ラレタ事ハ何處ニ其ノ証拠ガアルデアラウカ。(一筆者) 又川面凡児翁ガ御倉板擧之神トハ豊受大神ノ御事ナリト云ハレタトテソレハ単ニ一説デアツテソレヲ以テ、御倉板擧神即豊受大神トスル証拠トハナラス川面翁ノ説ガ正シイコトガ確定セラレテカラノ問題デアアル。(一筆者) 一説ナラバ折口博士ガ古代研究中「たなばたと盆踊りと」ニ於テ(一筆者) 珠玉の神を御倉板擧(記)といふなどは、倉の柵に此神を祀つたものと見てゐるがこれはくらだ<sup>くらだ</sup>な<sup>な</sup>に対する理会が届かないからである。(一筆者) くらだなが即ち倉で倉の神が玉であり、同時に天照大神の魂のしんぼるであり、また米のしんぼるとして倉柵に据ゑられたのである、この倉は地上に柱を立て、その脚の上に板を擧げてそれに五

穀及びその守護靈を据ゑて仮り屋根をしておくといふ程度のものであつたらしく「神座なる柵」の略語からの義である」ト云ハレルノモ有力ナ一説デアアル。(一筆者) 勿論清直翁ハ豊受大神寔録ニ於テ御倉板擧之神デアナイガ天照大神ガ豊受大神ヲ祭ラレタ意味ヲ日本書紀其他ヲ引イテ述ベテキルガコレモ矢張り外宮方ノ立場ニタツテノ見解デアアルマイカ。(一筆者) (中略) 豊受大神ノ靈徳ニ報ムト大嘗ノ新殿ヲ造立シ、其神殿中ニ神座ヲ設ケ、朝夕ノ御饌ヲ奉進スベキ料ノ所謂由貴殿須紀殿ヲ妨汚シ給フヲ謂フナリ、ト述ベテキル、尚清直翁ハ天照大神ノ齋服殿ニ於テ御衣ヲ織リ給フモ豊受ノ神徳ニ報謝セムト其神ノ御衣ヲ織ラシメタノダト説クガコレモ同シ外宮の見地ニ立ツテノ論ト思ハレル、何故ナラ神宮ノ古儀以來現今ニ於テモ神御衣祭ハ内宮ノミノ儀ナルカ故デアアル。(一筆者) 御饌祭ヲ考ヘル上ニ於テモ神御衣祭ガ天照大神ノミニサ、ゲマツル御儀デアアルコトヲ念頭ニ置カネバナラス。と。

以上の議論を概観すると、凡そ二つの事実を指摘できるように思われる。一つ目として、かかる豊受大神をして天照大神が敬祭する神であるのか、否か、という論争並びにその論証過程は、民俗学の成果等を除くと、概ねすでに近世国学に於いて主張されてきた、という事である<sup>(1)</sup>。更に

その問題に関連して、二つ目として、昭和十五年十月に神祇院が創設された事を想起するならば、大東亜戦争に突入する寸前、所謂、非常時と称されるこの時期、内務省の外局として設立された神祇院に於いて、かくも自由闊達且つ学問的な議論が行われていたことに、驚かされる。<sup>(12)</sup>

当該時期（満州事变（一九三二年）～太平洋戦争敗戦（一九四五年））の神道をして、「ファシズム的国教期」、「天皇制ファシズムの時期の国家神道」（村上重良『国家神道』岩波新書、岩波書店、昭和四五年、八〇頁）あるいは「ファシズム期」（島蘭進『国家神道と日本人』岩波新書、岩波書店、平成十二年）などと規定乃至は「提案」する研究者も存在する。しかし、「敬神思想の普及に関する事項の事務を掌る」（『神道史大辞典』吉川弘文館、平成十六年七月一日、四九八頁）ことを職掌とする国家機関としての神祇院が、以上見てきた如く、学術的に極めて公正な機関であったことを確認してみると、「ファシズム」という概念に基づいて当該時期を規定する研究に、筆者は違和感を禁じざるを得ない。<sup>(13)</sup>

## 註

(1) 折口信夫は、祝部殿（「斎戸殿」（いはひどどの、又は、いはひべどの））をめぐって、次のように考証している。「この殿は、神祇官西院にあり、八神殿に隣つてあて、

二間に一間の建て物であつたらしい。この殿には、当今の御魂、又中宮・春宮の御魂を齋ひ奉つてあつたものと見られる。毎年十二月の「鎮御魂齋戸祭」には、新に御魂を齋ひ鎮める行事を、中臣が行ふ事になつてゐた」（『即位御前記』、『折口信夫全集』第二十巻所収、二七頁、中公文庫。と。

(2) 念の為、当該箇所を茲に引用しておく。「天照坐皇大神、始卷向玉城宮御宇天皇御世、国国處處太宮處求賜時、度會乃宇治乃伊須須乃河上乃大宮供奉。爾時、大長谷天皇御夢、誨覺賜、吾高天原坐見眞岐岐處、志都眞利坐。然吾一所耳坐、甚苦。加以大御饌安不聞食、坐故爾、丹波國比治乃眞奈井、坐我御饌都神、等由氣大神乎、我許欲止誨覺奉。爾時、天皇驚悟賜、即從丹波國、令二行幸、度會乃山田原乃下石根、宮柱太知立、高天原、比疑高知、宮定齋仕奉始。是以、御饌殿造奉、天照坐皇大神乃朝乃大御饌夕乃大御饌、日別供奉」（『神道大系』神宮編 皇太神宮儀式帳、止由氣宮儀式帳、太神宮諸雜事記、財団法人神道大系編纂会、昭和五十四年三月、一九三頁。と。度會延佳の『陽復記』脱稿のおよそ五十年後、宝永六年（二七〇九）に、外宮権禰宜河崎延貞によつて執筆された『寶永十條』には、天照大神（内宮）と國常立尊（外宮）との二宮一光説を受容していることが確認される。即ち、「人民を慈愛し憐み、万物を利養し養ひ、光を和げ塵に同じうして、災をけし難を濟ふ。其表はる、名を天照大神と申奉也。是即國常立尊御神靈發して作用をなす。其作用は即天照大神と申奉る事なるべし。人々一箇の上も亦是なり。固有の神靈は國常立尊の御神靈に異

らざれども、人々私欲かの御舎の戸を閉て開事なし。若夫御戸を開て國常立を拜み奉るに、両鏡相合て影なきの地にいたりなば、神と我との間に一髪を容べからず。是を神明とも神聖ともいふなるべし。國常立尊、天照大神と分座したまへども、体用一致にして更に二つなし。是即一にして二、二にして一なり。二宮一光といふ是也」(大神宮叢書『度會神道大成』下卷所収、神宮司廳、昭和三十年三月、一三七～八頁)。と。かかる言説を見ても、内外両宮御祭神をそれぞれ個別神格として解釈する延佳の神学は、まさしく卓見であったといえよう。

(4)

残念ながら、『伊勢二宮さき竹の辨』には、『陽復記』に対する直接的な言及はない。しかし本書が慶安四年(一六五一)出版以降、しばしば版を重ねたことから、宣長が本書に目を通していたことは、ほぼ間違いない。一方吉見幸和の『五部書説弁』をめぐっては、「かの五部書の説を、一々微細に弁駁して、外宮の御神をば、皇孫、尊の天降らせ給ふ時の、供奉の臣列にして、膳部<sup>カシハテ</sup>神也といへり、そもく此書の論、ことごとく公の正しき書どもを引証して、弁じたれば、皆否といひがたく、かの五部書の妄説なること、いよく明白にして、まことに正説と聞ゆる故に、たれも皆これを信じて、外宮の御神は、膳部<sup>カシハテ</sup>神とこゝろえ、又いかにもして外宮をいひ貶さむとする輩は、なほさら此書をよろこびて、いよく臣列膳部<sup>カシハテ</sup>神なるよしを、いひひろむり、(中略)然るに今宣長又大にこれを弁すべきことあり、まづ此説弁の大むね、もとかの五部書の誣妄をふかくにくみ、憤激して、あらそふ心より書きたる故に、ひたすら外宮を貶し

て、卑くせむとつとめたるから、すべて其論平穩ならず、いひ過しの雑言悪口いと多く、ひがこともすくなからず」(筑摩書房版『本居宣長全集』第八卷、四八六頁)、と述べ、『五部書説弁』批判が『伊勢二宮さき竹の辨』執筆の動機となったことが窺える。

(5)

当該言説は、『古語拾遺』に確認される、「天照大神者、惟祖惟宗、尊無二、因、自余諸神者、乃子乃臣、孰能敢抗」との天照大神の尊さを表現する記事を念頭に置いてのものである。

(6)

かかる着眼点に基づいて、宗教の信仰内容の分析を提唱したのは、チューリッヒ大学に於いて宗教学を講じていたフリッツ・シュトルツである。Vgl. Fritz Stolz, "Grundzüge der Religionswissenschaft", Göttingen: Vandenhoecke, Ruprecht, 1988.

(7)

御巫清直が『倭姫命世記』に着目した理由は、天照大神の御魂実である八咫鏡が第十代崇神天皇の御代、宮中から遷御され、続く第十一代垂仁天皇の御代、五十鈴川の川上に鎮座するに至る過程を、『日本書紀』や『皇太神宮儀式帳』以上に詳細に伝えており、その過程に神嘗祭を始めとする神宮故実の端緒を窺うことができるからであろう。拙稿「近代神宮の道程―御巫清直の思想と古儀復興―」(拙著『国学者の神信仰―神道神学に基づく考察―』所収、弘文堂、平成二十一年四月)参照。

(8)

この石井の建議がどのような手続きを踏んで神祇院に齎されたのか、その詳細は判らない。筆者の下には、「正院山人先生(阪本健一―筆者註) 豊受大神論 越山野人」と表紙に書かれた阪本健一所蔵神祇院関係資料の複

(9)

写があるのみであり、当該資料には「秘」と捺された捺印以外、署名及び印鑑の類は存在しない。

阪本健一が執筆した『豊受大神論』の「総評」には、「著者（石井鹿之助―筆者註）ハ先ニ神宮皇学館教授トシテ伊勢ニアリ、神宮ニテ口ニセラル、外宮先祭ナル言葉ニツキ疑問ヲ抱キ爾後其方面ノ師トシテ当時神宮学ニ造詣深キ松木時彦翁ヲ仰ギシモノノ如クデアル（但シ松木氏ハ度會神道家トシテ又外宮出身ノ神宮禰宜トシテ最後ノ一人タルコトモ念頭ニ置クベキデアル）」との一文を確認できる。

(10)

註(6)で紹介した阪本健一所蔵の資料には、以下の如く記されている。「天照皇大神宮ガ外宮先祭ノ御託宣ヲ外宮御鎮座ノ御神誨ト共ニ雄略天皇ノ廿二年ニ皇孫命ニ賜ハリシハ崇神天皇ノトキ齋鏡ノ宮外奉遷ニ淵源スルモノデアル、何トナレバ齋鏡ノ御神勅ハ齋穗ノ御神勅ト共ニ天孫御降臨ノ御時皇孫命ニ、同床共殿ノ御神勅トシテ賜リシモノデ是レ全ク伊邪那岐命ガソノ御頸珠ヲ天照皇大御神ニ賜ヒシ御時「汝命者所知高天皇矣」ト事依ザシ賜ヒシ御神勅ノマニマニ天照皇大御神カ御頸珠ヲ御倉板擧之神（豊受大神）トシテ大嘗聞看ス殿ニ於テ（我師川面凡兒翁云、御倉板擧之神トハ豊受大神ノ御事ナリ）ト齋ヒ奉リツ、高天原ノ神政ヲナシ給ヒシ大御心ノ御発現カ即チ齋鏡齋穗ノ御神勅デアル（―筆者）崇神天皇ノトキ齋鏡ノ宮外奉遷ハ正ニ御違勅ダカラ更ニ齋鏡ヲ鑄サセ給ヒ同床共殿ノ大御心ヲ体セントサレタガナホ高天原ノ御神政ノ大御心ト遠ザカラセ給ヘルニヨリ畏クモ皇祖天照大御神痛ク之ヲ憂ヘサセ給ヒ雄略天皇ノ廿二年遂ニ

(11)

皇孫命ニ外宮御鎮座ノ御神誨及び外宮先祭ノ御託宣ヲ賜ツタノデアル」と。

石井の主張する皇祖神の豊受大神に対する敬祭説を、神御衣祭が外宮に於いて齋行されてはいないことを論拠として批判する阪本の着眼点は、幕末の国学者鈴木重胤の学説にも見出せる。即ち、「神代紀」宝鏡開始章、素戔鳴尊の神荒びの段、齋服殿にて天照大神が御親ら機を織って居られたとの書紀本文の伝承を重視した平田篤胤は、当の神御衣を、「神に献<sup>ツタ</sup>給ふ御衣なり。其神は、豊字気毘売<sup>ツタ</sup>神なること決し」（『古史伝』九之卷、名著出版全集一、四五―頁）。と主張した。これに対して、重胤は、当該伝承は神宮の神御衣祭の原由であるとの認識に従って、天照大神が天服織女や稚日女尊に神御衣を織らしめていた、との『古事記』、「神代紀」一書の伝承を重んじ、当該神御衣は、天照大神に奉られるべき御物であると修正した。即ち、「後世に至迄に右の齋服殿にて織らせ給ふ神御衣は、皇太神も荒祭宮に限り奉る御定なるを思漏されたるなりけり、本より神宮の神衣祭は天石戸隱の時に定れる例なる事は云も更なれど、其由て来る所必此時に齋服殿にて神御衣を令織給へるが、須佐之男命の神荒びに依て其事の全く成整はざりけるを、彼招奉る時に当て全く成整へるが永世の例と成れる事、云々」（『延喜式祝詞講義』十三之卷、国書刊行会版三、七〇頁）、と。なお、かかる豊受大神を、天照大神が敬祭するとの学説に対する神道神学に基づく評価は、拙稿「豊受大神敬祭説」をめぐって（拙著『国学者の神信仰―神道神学に基づく考察―』所収、弘文堂、平成二十一年）参照。

(12)

ちなみに明治七年八月、当時、神宮の少宮司に就任していた浦田長民(一八四〇—一八九三)は、外宮をして別宮と同様の地位に貶し、皇祖神天照大神(内宮)の神位をより一層高めるべく、当時の度会府知事橋本美梁に、以下の如き意見書を提出した。「内外宮ノ称呼、古ハ直ニ太神宮ハ豊受宮ヲ指ニ非ス、然ルニ後世誤認、愚民、二宮ノ差別ヲ知ス、同光一徳ノ御宮柄共ニ天祖ノ神廟ト心得、終ニ方向ニ迷ヒ候様成行候儀、全内外ノ称有之故ニ御座候、方今ノ御時節民志ヲ一ニセサレハ、乍恐御政体モ相立申間敷奉願候、仰願クハ大活眼ヲ被為開、今般内外ノ称ヲ被廢、専ラ太神宮(又本宮)、豊受宮(又度会宮)如此称呼仕候様御確定、天下へ御布告被為在度奉存候」(『神宮・明治百年史』上巻、神宮司廳、昭和四十四年十月、一九頁)、と。つまり、天皇を頂点に位置づけ「民志ヲ一ニ」せしめる「御政体」を確立する為には、皇祖神天照大神の神位が最高至貴であることを、社殿の在りようからも明確にしなければならぬ、という議論なのであった。かかる浦田の見識に従っても、豊受大神をして、天照大神の敬祭する神であると主張することは、如何に時局に逆行する内容であったのか、ということを押察できよう。

ちなみに、村上重良は神祇院の活動を、「神祇院のもとで、神社行政は大幅に拡充強化され、国家神道は、統制下の各宗教に文字どおり君臨して、国体の教義の普及に総力を投入した。植民地、占領地には、ぞくぞくと神社が創建され、アマテラスオオミカミの神威と天皇の御稜威を全世界に及ぼすための聖戦という侵略思想が鼓吹され

た」(村上重良『国家神道』岩波新書、前出、二〇六頁)。と主張しているが、果たして神祇院が村上の云うような機関であったならば、「アマテラスオオミカミ」が敬祭する神(豊受大神)をめぐる、議論を尽くしたりするのであるか。また、満州事変から太平洋戦争開戦に至る経緯を、「政治体制」の視点から詳細に分析した中村菊男は、結論に於いて以下の如く明言している。即ち、「近衛文麿の『失はれし政治』は、日米交渉難航の歴史を回顧して、統帥と国務の不一致をあげ、統帥が国務と独立していることの弊害を衝き、外交と軍事の關係がうまくいかなかったことに言及している。(中略)最高政治指導者をしてこのような嘆息を發せしめる政治体制そのものが問題であったといえよう。この政治体制はその推進力が軍部であったという意味において軍国主義と呼ぶのが、権力の一元的集中化が行なわれず、政治の最高首脳部のリーダーシップが確立されなかったという意味において、ファシズムではなかったといえるのである」(『政党なき時代—天皇制ファシズム論と日米戦争—』毎日ワンス、平成二十一年、三三三頁)。と。

(明治神宮国際神道文化研究所研究員)

(13)